

- 6 1市2町の各種イベント等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。

22 公の施設の取扱い

公の施設の設置・管理等については、原則として現行のとおり引き継ぎ、新市において必要に応じて調整する。

23 その他（各種事務事業の取扱い）

23-1 広聴広報・情報公開関係

1 広聴広報

- (1) 広報紙、ホームページについては、合併時までに調整し、新市において新たに発行・作成する。
- (2) 相談業務等については、合併時までに調整し、統一する。
- (3) ケーブルテレビ放送については、合併時までに調整、統一し、オフトーク通信については、新市において調整する。

2 情報公開

情報公開については、合併時までに調整し、統一する。

3 個人情報保護

個人情報保護については、合併時までに調整し、統一する。

23-2 コミュニティ関係

1 自治会組織

- (1) 自治会の区域、名称については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 連合組織については、統合できるよう調整に努める。
- (3) 活動補助金については、委託事務等の見直しを図り、新市において速やかに統一する。

2 地縁団体

地縁団体については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

23-3 男女共同参画関係

新市において、速やかに男女共同参画に関する計画を策定し、事業推進に努める。

23-4 人権擁護関係

- 1 人権擁護審議会並びに「人権教育のための国連10年」行動計画等人権啓発活動事務については、合併時に再編統一する。
- 2 隣保館の運営については、国の運営要綱を踏まえ、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 同和対策個人給付事業については、現行のとおり引き継ぎ、県の動向を見て新市において調整する。
- 4 同和対策社会福祉事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。
- 5 同和対策小口融資資金貸付事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。

23-5 消防・防災関係

- 1 地域防災計画については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 2 自主防災組織の育成・指導については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 3 防災行政無線については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。

23-6 交通関係

- 1 自主運行バスについては、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 2 定期船対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

- 3 交通安全対策会議については、合併時に再編調整する。
- 4 放置自転車対策については、現行のとおり引き継ぎ、新市において随時再編調整する。
- 5 交通安全指導については、合併時に再編調整する。
- 6 交通安全施設については、合併時に再編調整する。
- 7 交通安全用具の支給については、合併時に再編調整する。
- 8 チャイルドシート事業については、合併時に再編調整する。
- 9 交通災害共済については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。

23-7 納税関係

前納報奨金については、観音寺市の例により統一する。

23-8 電算システム事業関係

電算システム事業については、合併時に基幹系の電算システムを中心に統合し、ネットワークシステム構築により住民サービスの低下を招かないよう調整する。

23-9 国際交流・友好都市関係

1 国際交流

姉妹都市・友好都市交流については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、その他の事業については、合併時に再編統一できるように調整する。

2 友好都市

国内の姉妹都市については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において検討する。

23-10 各種福祉制度関係

〔各種福祉制度〕

ア 子育て支援関係

- 1 子育てホームヘルプ事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

- 2 家庭児童相談室については、合併時に統一する。
- 3 地域組織活動育成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 地域子育て推進事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 5 遺児年金については、合併時に再編統一する。
- 6 保育所保育料については、新市において速やかに再編統一する。
- 7 保育時間延長事業については、合併時に再編統一する。
- 8 第3子以降保育料免除事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 9 一時保育促進事業については、新市において随時再編調整する。
- 10 地域子育て支援センター事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 11 保育所地域活動事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 12 児童手当については、合併時に統一する。
- 13 民生委員推薦会については、合併時に統合する。
- 14 民生委員・児童委員協議会事業については、合併時に再編統一する。

イ 高齢者福祉関係

- 1 戦没者追悼式については、新市において再編統一する。
- 2 老人介護支援センターについては、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。
- 3 在宅ケア専門委員会については、合併時に統一する。
- 4 居宅介護支援事業所運営については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。
- 5 居宅介護サービス事業所運営については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。
- 6 敬老年金支給事業については、平成18年度から統一する。
- 7 敬老会事業については、平成18年度から統一する。
- 8 シルバー人材センター運営補助事業については、新市において再編統一する。
- 9 老人保健福祉計画については、新市において速やかに策定する。

ウ 障害者福祉関係

- 1 障害者社会参加促進事業については、合併時に再編統一する。

- 2 心身障害者小規模通所作業所運営補助事業については、合併時に統一する。
- 3 心身障害者・児及び難病者年金については、新市において再編統一する。
- 4 障害者福祉計画については、新市において速やかに策定する。

エ 生活保護関係

生活保護事務については、合併時に統一する。

〔地域福祉計画〕

地域福祉計画については、平成18年度末までに策定する。

23-11 国民年金関係

国民年金関係事務については、国の制度に基づき、現行のとおり新市に引き継ぐ。

23-12 保健・衛生関係

- 1 老人保健福祉計画については、新市において速やかに策定する。
- 2 健康増進計画については、観音寺市の例により、新市において策定する。
- 3 若年健康診査については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 4 妊婦・乳児健康診査受診票交付事務については、合併時に再編統一する。
- 5 乳幼児健康診査（乳児、1歳6ヶ月児、2歳児、3歳児）及び3歳児健康診査後フォロー相談については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 6 母子保健推進員育成事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 7 母子愛育会育成事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 8 一般健康相談については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 9 基本健康診査については、新市において、併用方式にて実施する。

- 10 機能訓練事業については、A型B型の実施状況を集約し、介護保険事業との重複を避け、新市において実施する。
- 11 各種がん検診（胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がん、前立腺がん）については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 12 骨密度検査については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 13 歯周疾患検診については、新市において統一する。
- 14 食生活改善推進協議会育成事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 15 保健センターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。

23-13 環境対策関係

- 1 公害防止施設整備資金融資事業については、観音寺市の例により統一する。
- 2 環境基本計画については、新市において速やかに策定する。
- 3 環境審議会については、合併時に再編統一する。
- 4 クリーン作戦事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において随時再編調整する。
- 5 墓地管理事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 6 墓地整備事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 7 火葬場運営事務については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。
- 8 公害防止条例については、観音寺市の例により統一する。
- 9 美しいまちづくり条例については、合併時に再編統一する。

23-14 ごみ・し尿処理関係

- 1 一般廃棄物処理計画については、合併時に再編統一する。

- 2 一般廃棄物処理業等許可事務については、合併時に再編統一する。ただし、既に許可済みの者については、新市に引き継ぐ。
- 3 ごみ収集事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。
- 4 指定ごみ袋については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。
- 5 衛生組合については、合併時に統合できるよう調整に努める。
- 6 犬、猫等の死骸処理事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 7 最終処分場については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 8 ごみ減量等推進事業については、合併時に再編統一する。
- 9 生ごみ処理機購入費助成事業については、合併時に再編統一する。
- 10 集団資源回収助成事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 11 し尿処理施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 12 し尿・浄化槽汚泥処理については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。

23-15 上水道等事業関係

- 1 上水道事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。
- 2 簡易水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 水道料金、加入分担金等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。

23-16 下水道等事業関係

- 1 生活排水処理構想整備計画については、現行のとおり引き継ぎ、新市において策定する。
- 2 公共下水道使用料等については、合併時に統一する。
- 3 水洗便所改造資金融資あっ旋及び利子補給制度については、合併時に統一する。

- 4 農業集落排水施設整備事業については、合併時に統一する。
- 5 合併処理浄化槽設置整備事業については、合併時に再編統一する。

23-17 農林水産事業関係

- 1 農業振興関係については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 農業振興地域整備計画については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整し、新たに計画を策定する。
 - (2) 水田農業構造改革対策については、現行のとおり引き継ぐ。
 - (3) 国庫補助事業・単独県費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、市町上乗せ分については、合併時に再編統一する。
 - (4) 市町単独事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
 - (5) 有害鳥獣駆除関係については、合併時に再編統一する。
 - (6) 生活研究グループ等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに統合できるよう調整に努める。
 - (7) 農業関係団体への補助金、負担金等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 2 土地改良関係については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 国庫補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、市町上乗せ分については、継続事業は現行のとおり引き継ぎ、新規事業は合併時に再編調整する。
 - (2) 単独県費補助事業については、合併時に大野原町の例により統一する。
 - (3) 市町単独事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
 - (4) 土地改良区関係団体については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (5) 香川用水関係事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
 - (6) 災害復旧事業については、合併時に再編統一する。
- 3 林務・水産関係については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 林業関係団体については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

- (2) 水産関係団体については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 国庫補助事業・単独県費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 漁港・海岸の占用料については、合併時に観音寺市の例により統一する。

23-18 商工観光事業関係

- 1 商工業の融資等については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 小口融資制度については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
 - (2) 市町単独事業については、合併時に観音寺市の例により統一する。
 - (3) 中小企業融資審査委員会については、合併時に再編統一する。
- 2 商工業の振興については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 商工会、商工会議所については、将来の統合に向けて検討が行われるよう調整に努める。
 - (2) 商店街等活性化促進事業については、新市において観音寺市の例により実施する。
 - (3) 企業振興奨励金制度については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 3 中心市街地活性化事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 観光事業については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 観光協会については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
 - (2) イベント関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

23-19 建設事業関係

- 1 道路認定については、合併時に再編統一する。
- 2 国庫補助事業・単独県費補助事業等道路新設改良事業については、継続事業は新市に引き継ぎ、新規事業は新市において調整する。
- 3 急傾斜地崩壊防止対策事業については、合併時に再編統一する。

- 4 道路の維持管理については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 5 道路占用料については、合併時に再編統一する。
- 6 河川の維持管理については、継続事業は新市に引き継ぎ、新規事業は新市において調整する。
- 7 法定外公共物関係については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編統一する。
- 8 港湾・海岸の管理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

23-20 都市計画事業関係

- 1 都市計画区域については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。
- 2 用途地域については、現行のとおり引き継ぎ、新市において都市計画区域の再編と同時に指定、調整する。
- 3 都市計画道路整備計画については、現行のとおり引き継ぎ、新市において都市計画区域の再編と同時に再編調整する。
- 4 都市計画マスタープランについては、新市において新たに策定する。
- 5 都市計画審議会については、新市において新たに設置する。

23-21 公営住宅関係

- 1 公営住宅ストック活用計画については、新市において策定する。
- 2 公営住宅家賃については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 3 収納管理については、合併時に再編統一する。
- 4 改良住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 5 特定公共賃貸住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

23-22 学校教育関係

- 1 幼稚園保育料については、合併時までに統一する。
- 2 預かり保育については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。

- 3 就学援助費については、合併時に統一できるよう調整する。
- 4 就園奨励費補助については、平成18年度から統一できるよう調整する。
- 5 豊浜町育英資金の貸付制度については、合併時に廃止する。ただし、償還については現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 6 スクールバス等の運行については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 7 中学校新入生ヘルメット購入補助については、合併時に統一する。
- 8 児童及び生徒の校外活動費補助については、現行のとおり引き継ぎ、助成金額については、新市において再編調整する。
- 9 中学校生徒海外研修については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。
- 10 姉妹町村少年交流については、現行のとおり引き継ぎ、新市において検討する。

23-23 学校等の通学区域関係

通学区域及び通園区域については、現行のとおり引き継ぎ、新市において必要に応じて調整する。

23-24 学校給食関係

- 1 給食費の額及び会計処理方式については、平成18年度から統一する。
- 2 学校給食調理施設及び調理方式については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 学校給食関係団体については、合併時に統合できよう調整する。

23-25 生涯学習関係

- 1 生涯学習施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 生涯学習施設の管理・運営については、当分の間現行のとおりとし、地域のサービスの低下を招かないよう新市において調整する。
- 3 生涯学習関係施設の使用料については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。
- 4 生涯学習関係事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。

- 5 生涯学習関係団体については、合併時に統合できるよう調整に努める。
- 6 生涯学習関係団体への補助金については、新市において統一する方向で調整する。

23-26 人権・同和教育関係

- 1 人権教育及び人権啓発の推進を図る組織体制については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編統一する。
- 2 人権・同和教育施策については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。
- 3 人権・同和教育資料等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において統一を図る。

23-27 文化振興関係

- 1 1市2町の指定文化財については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 文化振興事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。
- 3 文化振興関係団体については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 文化協会については、合併時に統合できるよう調整に努める。
 - (2) 文化財保護協会については、合併時に統合できるよう調整に努める。
 - (3) 保存会等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 文化振興関係団体への補助金については、新市において統一する方向で調整する。

23-28 競輪事業関係

競輪事業関係については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

23-29 土地開発公社関係

大野原町土地開発公社及び豊浜町土地開発公社については、合併の日の前日までに解散し、その財産を観音寺市土地開発公社に譲渡する。

23-30 社会福祉協議会関係

- 1 社会福祉協議会については、それぞれの実情を尊重しながら、統合に向けて調整に努める。
- 2 委託事業・補助事業・単独事業については、それぞれの社会福祉協議会の実情を尊重しながら、調整に努める。

24 新市建設計画

新市建設計画については、別添のとおりとする。